

## 資料7

### 民法 第698条

- \* 管理者は、本人の身体、名誉または財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意または重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

### 刑法 第37条

- \* 自己または、他人の生命、身体、自由または財産に対する現在の危機を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情事により、その刑を軽減し、または免除することができる。